

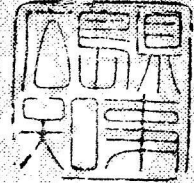
## 産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県尾道市因島重井町5800番地42  
 氏名 有限会社 吾城  
 代表取締役 村上 央枝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎 英彦



許可の年月日 平成 27年 8 月 25 日  
 許可の有効期限 平成 32年 8 月 24 日

## 1 事業の範囲

## 事業の区分

中間処理(破碎・乾留油化)

## 産業廃棄物の種類

- 【破 碎】 木くず及びがれき類(これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 【乾留油化】 廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及びゴムくず(これらのうち廃容器包装を含み、廃プリント配線板、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下余白

## 2 事業の用に供するすべての施設

## (1) 破碎施設

- ア 広島県尾道市因島重井町通谷越4831番地 平成22年5月15日設置  
 がれき類 1840 t/日、平成22年5月10日許可 許可番号 第A07076号
- イ 移動式 県内全域(広島市、呉市及び福山市を除く。)(主たる設置場所 広島県尾道市因島重井町通谷越4831番地) 平成28年7月27日設置  
 木くず 240 t/日、平成28年7月21日許可 許可番号 第A07088号

## (2) 乾留油化施設

広島県尾道市因島重井町5800番地42 平成16年3月29日設置 廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 40 m<sup>3</sup>/日

## (3) 保管施設

- ア 広島県尾道市因島重井町通谷越4831番地 629 m<sup>2</sup>、がれき類 1200 m<sup>3</sup>、4 m
- イ 広島県尾道市因島重井町通谷越4831番地 800 m<sup>2</sup>、がれき類 2000 m<sup>3</sup>、10 m
- ウ 広島県尾道市因島重井町通谷越4831番地 375 m<sup>2</sup>、木くず 554 m<sup>3</sup>、3.7 m
- エ 広島県尾道市因島重井町通谷越4831番地 175 m<sup>2</sup>、木くず 146 m<sup>3</sup>、2.5 m
- オ 広島県尾道市因島重井町通谷越5800番地 30 m<sup>2</sup>、廃油 25.6 m<sup>3</sup>(容器保管)
- カ 広島県尾道市因島重井町通谷越5800番地 61.3 m<sup>2</sup>、廃プラスチック類 139.2 m<sup>3</sup>(容器保管)
- キ 広島県尾道市因島重井町通谷越5800番地 3.1 m<sup>2</sup>、紙くず 3.5 m<sup>3</sup>(容器保管)
- ク 広島県尾道市因島重井町通谷越5800番地 9.2 m<sup>2</sup>、木くず 20.7 m<sup>3</sup>(容器保管)
- ケ 広島県尾道市因島重井町通谷越5800番地 6.1 m<sup>2</sup>、繊維くず 14.6 m<sup>3</sup>(容器保管)
- コ 広島県尾道市因島重井町通谷越5800番地 6.1 m<sup>2</sup>、ゴムくず 11.7 m<sup>3</sup>(容器保管)
- サ 広島県尾道市因島重井町通谷越5800番地 6.1 m<sup>2</sup>、廃プラスチック類(廃容器包装) 11.7 m<sup>3</sup>(容器保管)